

事務連絡
令和4年2月25日

各都道府県薬剤師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

電話や情報通信機器を用いた服薬指導等及び薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業の実施状況の把握について

電話や情報通信機器による服薬指導等については、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「4月10日事務連絡」という。）に従って実施されているところです。

令和3年度補正予算において「薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業」（以下「支援事業」という。）を実施することとしておりますが、事業の実施状況等については、下記のとおりご報告いただきますよう、ご了知の上、ご協力をお願いします。

記

1. 支援事業の実施状況の把握等について

- 「薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業の実施について」（令和4年2月24日付け薬生発0224第2号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）別紙「薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）において、「事業の実施に当たっては、事業実施者においては、厚生労働省の求めに応じて、電話等による服薬指導等及び薬剤の配送等の実施状況の把握を行うこと」としており、支援事業の補助対象とならないものも含め、実施状況の把握を行うこととしているところです。

○ 薬局に対しては、「電話や情報通信機器を用いた服薬指導等の実施に伴う薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業について」（令和4年2月25日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）において、薬局における電話や情報通信機器による服薬指導等の実施状況を定期的に把握し、4月10日事務連絡の「5. 本事務連絡による対応期間内の検証」に基づき実施される検証のために必要な情報を収集するため、電話等による服薬指導等及び薬剤の配送等の実施状況について、支援事業の補助対象とならないものも含め、各都道府県薬剤師会に報告するよう、各都道府県等に周知依頼を行っているところです。

○ 以上を踏まえ、電話等による服薬指導等及び薬剤の配送等の実施状況について定期的に把握した上で、2に基づき報告をお願いします。

2. 報告方法等

○ 各薬局から提出された実施状況を取りまとめの上、毎月22日までに、下記提出先までメールにて提出してください。とりまとめにあたっては、別途配布する集計ツールを使用し、別添様式に記載してください（様式については、各都道府県薬剤師会宛てにメールでも送付します）。なお、メールでの提出にあたり、件名は「【薬剤交付支援事業】〇〇県〇月分」としてください。

<提出先>

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課 薬剤交付支援事業担当 宛て メールアドレス：yakuzai_haiso@mhlw.go.jp
